平成２５年（フ）第４９９７号
大阪市中央区上本町西１丁目２番14号
破産者　株式会社カリテス
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０３号
大阪市北区梅田１丁目１－３
破産者　学芸出版株式会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９号
堺市中区深井北町754番地１号
破産者　株式会社ベジタ
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
堺市北区金岡町1977番地20
破産者　株式会社関西中央トラベル
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４２号
神戸市垂水区五色山６丁目５番24号
破産者　株式会社ピークスインターナショナル
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
奈良県吉野郡下市町大字新住959番地
破産者　株式会社南集成材工業
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第３３５号
愛媛県喜多郡内子町中田渡286番地
破産者　有限会社菌床冨岡
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９８号
福岡県久留米市長門石３丁目９番39号
破産者　有限会社アド・ウイング
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４４７号
北九州市小倉北区弁天町７番１号竹口ビル１階
破産者　アンカーサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１８号
茨城県水戸市白梅３丁目13番８号水戸共同ビル３階
破産者　司法書士法人新水戸事務所
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
茨城県牛久市井ノ岡町2142番地
破産者　うしく交通株式会社
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
東京都町田市高ケ坂506番地１ナインハイツＢ－３
破産者　小瀬川　崇
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２０号
東京都町田市金森1249番地
破産者　有限会社多摩厨房サービス
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２１号
東京都町田市野津田町2634番地レスポワールＫ105、開始決定時の住所東京都町田市金森３丁目30番18号
破産者　鳥海　恒夫
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２２号
東京都町田市野津田町2634番地レスポワールＫ105、開始決定時の住所東京都町田市金森３丁目30番18号
破産者　鳥海　正江
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１３号
東京都清瀬市中里６丁目95番地13―102号、開始決定時の住所東京都清瀬市中里６丁目95番地13―402号
破産者　前野　互徹
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
石川県小松市幸町３丁目111番地
破産者　有限会社山田建設工具
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２７７号
愛知県安城市里町東山ノ田94番地
破産者　有限会社市川塗装工業所
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
三重県鈴鹿市住吉町7265番地の８
破産者　有限会社ニチエ
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５００号
兵庫県西宮市大井手町２番17―201号
破産者　株式会社エフプラス
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０１号
神戸市中央区御幸通６丁目１番20号
破産者　株式会社アウトウエイ
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６５号
岡山市北区三手578番地４
破産者　池上　弘三
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３７号
宮崎市佐土原町下田島7912番地
破産者　株式会社福井工務店
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係